

序章

1. 計画策定にあたって

内臓脂肪症候群の概念である内臓脂肪を減少させることで内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧の予防が可能との考えに基づき、40歳以上の被保険者を対象とした特定健康診査、特定保健指導を実施することにより、被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図る。

特定健診の受診率は、毎年度伸ばしているが、目標とは差の開いた状況であり、第三期においては、工夫・改善し、より積極的に受診勧奨に取り組むこととする。特定保健指導についてはきめ細かな個別対応により、実績づくり・実績アップに取り組むこととする。

2. 計画期間

この計画は6年を一期とし、3年ごとに見直しを行う。
第三期は平成30年度から平成35年度とする。

3. 背景・現状等

(1) 保険者の特徴

- 被保険者1,639名の年齢構成(平成30年3月末現在)

39歳未満	660名	40.3%
40歳～64歳	670名	40.9%
65歳～74歳	309名	18.8%
合計	1,639名	100.0%

(2) 医科医療費の状況(平成28年度)

	北海道薬剤師国保組合	道内国保組合	道内市町村
1人当たり費用額	14,405 円	13,630 円	27,782 円
受診率	539.005 %	520.767 %	668.940 %

(3) 第二期の実績(法定報告分)

- 平成25年度 特定健診受診率 31.1 % 特定保健指導修了者 5.0 %
- 平成26年度 特定健診受診率 34.9 % 特定保健指導修了者 5.8 %
- 平成27年度 特定健診受診率 33.9 % 特定保健指導修了者 8.9 %
- 平成28年度 特定健診受診率 37.7 % ※ 特定保健指導修了者 6.5 %

※人間ドック受診者分(234人中184人 78.6%)

第1章 目標値

区分	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特定健診の実施率	70%	70%	70%	70%	70%	70%
特定健診の受診者数	(665人)	(665人)	(665人)	(665人)	(665人)	(665人)
特定保健指導の実施率	30%	30%	30%	30%	30%	30%
特定保健指導の実施者数	(15人)	(15人)	(15人)	(15人)	(15人)	(15人)
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少者数/率	基準年					25%

第2章 対象者数

1. 特定健康診査の対象者数(推計) (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40～64才	665	665	665	665	665	665
65～74才	300	300	300	300	300	300
計	965	965	965	965	965	965
(再)事業主健診受診見込数	20	30	40	50	50	50

2. 特定保健指導対象者数(推計) (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40～64才	31	31	31	31	31	31
65～74才	15	15	15	15	15	15
計	46	46	46	46	46	46

第3章 実施方法

1. 特定健診の実施方法

実施場所	契約病院	
実施項目	※基準に定める基本健診項目及び詳細な健診項目のとおり。	
	追加項目: 無	
実施時期・期間	契約病院通年	
外部委託に関する こと	委託	(有) 無
	契約形態	集合契約
	選定の考え方	被保険者の利便性を考慮し、外部委託基準を満たす健診機関。

2. 特定保健指導の実施方法

対象者の抽出(重点化)方法	保健指導該当者	
実施場所	契約病院通年	
実施項目	動機付け支援及び積極的支援	
実施時期・期間	契約病院通年	
外部委託に関する こと	委託	(有) 無
	契約形態	集合契約
	選定の考え方	被保険者の利便性を考慮し、外部委託基準を満たす健診機関。

3. 周知・案内(受診券や利用券の送付等)方法

<ul style="list-style-type: none"> ・対象者に受診券及び利用券を案内文と共に送付。 ・未受診者に受診勧奨のパンフレット等を配布。(年2回) ・電話による受診勧奨。(随時)

4. 事業者健診受診者のデータ受領方法

<p>未受診者に受診勧奨する際、事業主あてに事業者健診データを依頼。 事業主から健診実施後に提供してもらう。</p>
--

第4章 個人情報の保護

1. 健診保健指導データの保管方法・保管体制

平成29年8月1日に改定した組合個人情報保護管理規程に基づき、安全管理を徹底する。

2. 保管における外部委託の有無

有

無

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1. 広報誌・ホームページのへの掲載等公表方法

組合報「北薬国保」及びホームページにて公表。

2. 特定健康診査等を実施することの普及啓発方法

組合報「北薬国保」及びホームページにて公表。

・ポスターの貼付。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1. 目標達成状況の評価方法

特定健康診査・特定健診指導の実施率について、前年度の特定健康診査及び特定保健指導の結果データから実績評価を行う。

2. 評価時期

(1) 基本的な考え方

毎年度の国への報告データを作成する過程において、前年度実績との比較・検証を行う。

(2) 計画の見直し

平成33年度において、それまでの実績やその時点での取組み状況を勘案し実施計画の見直しを行う。

第7章 その他 特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

・休日の特定健診受診機会を増やす。

市町村で行っている休日健診への参加を依頼する。

日曜健診独自で実施する。

・特定健診保健指導の実施医療機関と個別契約を交わす。